

事務連絡
令和4年8月5日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」等の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」（令和4年7月15日付け事務連絡）において、お盆期間に向けた検査体制の強化の取組を行うようお願いしたことを踏まえ、今般、検査促進枠交付金の検査体制整備等支援への対応分として20億円を追加配分することとします。併せて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付通知。以下「制度要綱」という。）を改正するとともに、その運用について下記のとおり定めましたので、これに留意して運用されるようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市区町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 交付限度額について（制度要綱第4関係）

検査促進枠交付金のうち検査体制整備等支援部分に係る算定額

令和3年度補正予算で措置された3,200億円のうち20億円を検査促進枠交付金の検査体制整備等支援への対応分として追加配分することとします。制度要綱別紙1の5〔2〕

（2）イの算式のうち、乗率 α は、以下のとおりです。

$$\alpha = 0.989122183$$

これをもとに算定した都道府県ごとの交付限度額（検査促進枠交付金のうち検査体制整備等支援部分）は、別途通知します。

2. 今後の執行手続きについて

検査促進枠交付金及び協力要請推進枠交付金等の交付決定は、6月交付決定及び9月交付

決定のスケジュールを示しているところですが、検査促進枠交付金のうち検査体制整備等支援部分の交付限度額を通知することを受けて、追加で交付決定する機会を設けることを検討しております。詳細が決まりましたら別途通知いたします。

<関係資料>

別添 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（改正後）

【照会先】

(1)臨時交付金全般について

臨時交付金担当 畑・中井・仙田・寺田・窪田・中村・反町・上坂
直通 03 (5501) 1752

(2)限度額算定基礎資料（酒類販売事業者版を除く）、検査促進計画について
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画調整担当 徳永・石本・高木・西村・塚本・栃木
大澤・東浦・林・大村・本田
直通 03 (6257) 3086